

# 1. 感染発生施設への介護職員等の応援派遣

- 各都道府県と各都道府県老施協・デイ協の協議により、地域の実情に応じて検討いただくことが肝要。前提は同一都道府県内の施設同士。
- 応援派遣者と応援派遣受入の条件と、費用負担等の事前協議は必須。

## ■ 応援派遣の形態の例

### a 全面応援派遣

感染疑いがある者等のいる施設へ応援派遣する方法。ただし派遣する職員の安全に懸念。



### b 移動先応援派遣

感染の発生した施設から非感染利用者を他施設へ移し、当該他施設に対して応援派遣を行う方法。ただし、保健所の指導を受ける場合あり。



### c 限定応援派遣

感染者等発生施設内にゾーニングが行われる状況で、グリーンゾーンの非感染利用者に対する介護業務の要員に限定して応援派遣をする方法。



### d 間接応援派遣

感染施設には同一法人内他職員が応援に入ることとし、このために要員不足となる他施設に応援派遣を行う方法。



### ② 職員代替

利用者には感染が発生しておらず、感染等のため職員が出勤できない状況における応援派遣



## ■ 応援派遣者と応援派遣受け入れ施設に求められる条件（例）

### ① 応援派遣者の条件

- ✓ 派遣元法人の社会保険加入正規職員
- ✓ 介護保険最新情報vol.808のケアを行う者
- ✓ 派遣者本人が健康 等

### ② 応援派遣者受入施設の条件

- ✓ 応援派遣者に業務依頼を適切に管理できる責任者を定められる
- ✓ 感染防止の措置を講ずることができる 等

### ③ 応援派遣者、受入施設、都道府県いずれかで決定

- ✓ 応援派遣者の宿泊先
- ✓ 宿泊先から応援施設への移動手段
- ✓ 応援期間中に用いる衛生・防護用品の確保 等

## ■ 費用負担と補助関係の検討事項

- ✓ 応援派遣職員の旅費・宿泊費は厚生労働省「災害福祉支援ネットワーク構築推進事業」（令和2年6月末まで）にて10/10措置。ただし、都道府県への手続き確認と立替払、申請の責任者を決定する必要あり。
- ✓ 応援派遣職員の人件費の負担を誰にするか。
- ✓ 新型コロナに感染してしまった場合の労災保険手続きの確認
  - ➔ 本会も応援派遣元施設への負担に対して、一定の補助を検討

# 2.DWATによる応援派遣と新型コロナ対応

- 原則として、応援派遣先施設と応援派遣元施設は、緊急事態宣言解除地域であって、かつ「直近1週間の10万人当たり累積新規感染者数の報告数」が0.5人未満であることとする。

## ■ 専門家会議見解を踏まえた基準

5月末迄

6月19日

- |                               |  |  |
|-------------------------------|--|--|
| ✓ DWAT応援派遣は同一都道府県内に <b>限る</b> | ✓ 東京、神奈川、千葉、埼玉、北海道については同一都道府県内に限定<br>✓ それ以外は、当該府県間の応援派遣に <b>限る</b> | ✓ コロナ感染者等が多数発生している又は発生予兆がある地域ではない場合は、 <b>他の都道府県からの応援派遣は可能</b><br>✓ コロナ感染者等が多数発生している又は発生予兆がある地域に該当する場合は、同一都道府県内からの応援派遣に <b>限る</b> |
|-------------------------------|--|--|

## ■ 新型コロナウイルス感染症の感染の防止措置

### ① 応援派遣者に求められる条件

- 派遣元法人における社会保険加入の正規職員であること
- 介護保険最新情報vol.808に記載されている感染予防等のケアや対応について支障なく行える者であること
- 応援期間中に用いる衛生用品・防護用品を持参すること
- 派遣者本人に発熱等や健康状態に支障がないこと

### ② 応援派遣受け入れ施設に求められる措置

- 日常的に、利用者・職員の感染防止策などについて徹底すること
- 応援派遣者の持参する衛生用品・防護用品に不足がある場合は提供すること
- 利用者・職員に発熱や風邪等の症状が派生した場合は応援派遣者にも情報を共有し、応援派遣者が本人と接触することのないようにすること。さらに新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、応援派遣を直ちに中止すること